## 議事日程(第1号)

平成31年4月26日(金曜日)午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承第1号 専決処分の承認について(平成30年度下呂市一般会計補正予算(第16 号))

日程第4 承第2号 専決処分の承認について(下呂市税条例等の一部を改正する条例)

日程第5 承第3号 専決処分の承認について(下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 承第4号 専決処分の承認について(平成31年度下呂市一般会計補正予算(第1 号))

日程第7 同第6号 下呂市固定資産評価員の選任について

日程第8 同第7号 下呂市教育委員会教育長の任命について

日程第9 議第79号 財産の譲与について

日程第10 議第80号 平成31年度下呂市一般会計補正予算 (第2号)

日程第11 下呂市議会常任委員会委員の選任

日程第12 下呂市議会運営委員会委員の選任

## (追加日程)

追加日程第1 下呂市議会副議長の辞職の件

追加日程第2 選第2号 下呂市議会副議長の選挙

追加日程第3 下呂市議会特別委員会委員の選任

## 出席議員(13名)

議長 各 務 吉 則 1番 尾里集務 ゆき子 中 島 田中 副武 2番 3番 4番 今 井 政 良 7番 宮 川 茂 治 8番 博 隆 嚴 悟 中島 9番 伊藤 10番 一木良一 吾 郷 孝 枝 11番 12番 中島新吾 13番 中島達也 14番 中 野 憲太郎

## 欠席議員(なし)

## 欠 員(1名)

## 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 服 部 秀 洋 副 市 長 村 山 鏡 子 市長公室長 育 長 男 教 細 田 芳 充 桂 川国 総 務 部 長 尻 健 吾 育 部 長 井 藤 夫 河 教 工課長 防 商 河 合 正 博 消 長 田 伸 院長 山務 病局 会計管理者 祐 修 中 島 子 吉 田 健康福祉部長 広 田 П 宣 生 活 部 長 藤 澤 友 治 建設部長 村 忠 男 環 境 部 長 中 原 則 之 興長 林 部 修 松 井 克 長 河 合 彦 坂務 振所 興長 振所 興長 下事 呂務 小 畑 郎 倉 誠 田 興長 興長 振所 振所 瀬務 濹 田勤之 見廣洋 始

## 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 加藤鈴彦 書 記 今井

潚

書記青木秀史

## ◎開会及び開議の宣告

## 〇議長(各務吉則君)

おはようございます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。よって、平成31年第3回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関及び広報「げろ」より取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

また、本日、観光商工部長が欠席、かわりに商工課長が代理出席であります。

\_\_\_\_\_

## ◎会議録署名議員の指名

### 〇議長(各務吉則君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番 中島達也君と14番 中野憲太郎君を指名いたします。

## ◎会期の決定

## 〇議長(各務吉則君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

## ◎承第1号について(議案説明・質疑・討論・採決)

## 〇議長(各務吉則君)

日程第3、承第1号 専決処分の承認について(平成30年度下呂市一般会計補正予算(第16号))を議題といたします。

承第1号の提案理由の説明を求めます。

総務部長。

## 〇総務部長 (河尻健吾君)

それでは、承第1号の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

承第1号 専決処分の承認について(平成30年度下呂市一般会計補正予算(第16号))。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。 平成31年4月26日提出。

提案理由でございます。

年度内完了が見込めなくなった森 8 号線道路改良事業の用地購入に伴う繰越明許費の変更及び 財源更生、予防接種事業の風疹抗体検査の国庫補助金が平成31年度対応となったことによる事業 費の減額、現年補助林業施設災害復旧事業の平成30年度県補助金の交付決定に伴う補助金の減額 による財源更生について、早急に対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第 3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

3ページをお開きください。

平成30年度下呂市一般会計補正予算(第16号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,283万9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも267億115万7,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、第2表によります。

第3条は地方債の補正で、地方債の変更は第3表によるものでございます。

事項別明細書により説明をいたしますので、8ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金は、予防接種法の改正により、新たに定期予防接種の対象に加えられた39歳から56歳の男性の風疹予防接種事業に係る補助金につきまして、国の平成30年度第2次補正で予算措置されるということで、平成30年度予算に計上いたしましたが、その後、平成31年度分の実施分は国の平成31年度予算で予算措置されることが明らかになったため、平成30年度予算から緊急風しん抗体検査事業補助金1,112万9,000円を減額するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金は、林道施設災害復旧費補助金3,828万1,000円の減額でございます。この事業につきましては、3月定例会において繰越明許費の補正をお認めいただき、災害復旧工事を実施しているところでございますが、この繰越費用の財源となります県補助金につきまして、平成31年3月22日付の交付決定通知を受け取ったところ、林業施設災害復旧事業に係る県補助金については、平成30年度と平成31年度に分割して交付されるということで、平成31年度に交付される3,828万1,000円を減額するものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は、今回の補正に伴います財源として、 財政調整基金から4,177万1,000円を繰り入れるものでございます。

また、21款市債、1項市債、9目災害復旧債は、今ほど説明をさせていただきました林業施設 災害復旧費補助金の減額に合わせて、当該減額部分の補助裏として予定しておりました市債 1,520万円を減額させていただくものでございます。このことによりまして、6ページでございますけれども、第3表 地方債補正のとおり、林業施設災害復旧事業の限度額を1,080万円に変更させていただきます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。歳入の衛生費国庫補助金で説明させていただきました39歳から56歳の男性の風疹予防接種につきまして、平成30年度予算に計上した風疹の抗体検査に係る委託料などの事業費2,283万9,000円を減額するものでございます。

その下の8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費及び8目社会資本整備総合交付金事業費、10ページの4項都市計画費、4目地域再生計画事業費は、財源の補正でございます。

関連がありますので、少し戻っていただいて、5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

補正理由につきましては、社会資本整備総合交付金事業で実施しております市道森8号線道路 改良事業において、平成30年度に事業用地の一部を買収するように進めておりましたが、対象用 地に相続が必要な土地がございまして、その相続登記の手続等に不測の期間を要したことから、 年度内に分筆、所有権移転の登記を完了することが困難になったことから、繰越明許費の限度額 を1,011万3,000円に増額変更させていただくものでございます。

10ページへお戻りください。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費につきましても財源の補正でございます。

歳入の災害復旧費県補助金で説明をさせていただきました林業施設災害復旧事業に係る県補助金につきまして、平成31年度に交付される3,828万1,000円の減額と合わせて、当該減額部分の補助裏として予定しておりました災害復旧債1,520万円を減額させていただくとともに、不足する財源に一般財源を充当するものでございます。

11ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が地方債の平成30年度末の現在見込み額でございますが、233億9,079万8,000円となる見込みであります。

以上で、承第1号 専決処分の承認についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## 〇議長(各務吉則君)

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 中島達也君。

#### 〇13番(中島達也君)

簡単なことをお聞きしますが、森8号線ですが、登記の関係でおくれるという説明でしたが、 一応、用地買収はスムーズにいっているというふうに理解してよろしいですか。

#### 〇議長(各務吉則君)

市長公室長。

## 〇市長公室長 (桂川国男君)

地域再生計画の中の事業として進めさせていただいております。今回少し時間がかかっておりますが、基本的には用地のほう、スムーズに進んでおるというふうに認識をしております。

## 〇議長(各務吉則君)

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第1号 専決処分の承認について(平成30年度下呂市一般会計補正予算(第16号))、本件 を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、承第1号については承認することに決定いたしました。

◎承第2号及び承第3号について(議案説明・質疑・討論・採決)

## 〇議長(各務吉則君)

日程第4、承第2号 専決処分の承認について(下呂市税条例等の一部を改正する条例)、日程第5、承第3号 専決処分の承認について(下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、以上2件を一括議題といたします。

承第2号及び承第3号の2議案について、提案理由の説明を求めます。 総務部長。

#### 〇総務部長 (河尻健吾君)

それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

承第2号 専決処分の承認について(下呂市税条例等の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。 平成31年4月26日提出。

提案理由でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

14ページをお開きください。

専決処分書でございます。

条例要綱にて説明をいたしますので、少し飛びますが、52ページをお願いいたします。

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱。

- 1. 改正理由。平成31年3月29日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が平成31年4月1日に施行されることに伴い、当該条例等の一部を改正するものでございます。
- 2. 概要。(1)ふるさと納税制度の見直しにより、平成31年6月1日以後、返礼品の返礼割合が3割以下かつ地場産品とした地方団体への寄附のみがふるさと納税(特例控除)の対象となることに伴い、対応する規定を改めます。また、地方税法の改正に伴い、引用する項番号を改めます。第1条による改正中第34条の7、制定附則第7条の4、第9条、第9条の2関係でございます。
- (2)消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間が3年間延長され、11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定し、建物購入価格の2%分を3で割ったもの、または住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額の減税が実施されることに伴い、対応する規定を改めます。なお、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

また、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要といたします。下の図は拡充のイメージ図でございます。第1条による改正中制定附則第7条の3の2関係でございます。

(3)地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中制定附則第10条の2、第22条関係でございます。

53ページをお願いします。

- (4)高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定します。また、地方税法施行令の改正による項ずれに伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中制定附則第10条の3関係でございます。これにつきましては、下呂市に現在該当はございません。
- (5) 平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定しております。第1条による改正中制定附則第10条の4関係でございます。これも下呂

市に該当はございません。

(6)軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、現行制度を2年間延長します。また、平成33年4月1日以降に新車新規登録または新規検査を受けた軽自動車からは、その適用対象を電気自動車等に限定をします。また、軽自動車の種別割の賦課徴収の特例について規定しております。

下の図が軽減の定義でございます。第1条から第3条による改正中制定附則第16条、第2条による改正中制定附則第16条の2関係でございます。

- (7)本条例の改正に伴い、対応する規定を改めます。(6)、(8)、この次に出てきます(10)の改正による規定を改めるものでございます。第1条による改正中制定附則第16条の2、第2条による改正中第36条の4、第3条による改正中制定附則第16条の2、第4条による改正関係でございます。
- (8) 平成32年度分以降の個人市民税について、市民税申告書の記載事項の簡素化について規定をいたします。所得税の年末調整を行った人のことでございます。第2条による改正中第36条の2関係でございます。
- (9) 平成33年度分以降の個人市民税について、単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加します。また、これに伴い、扶養親族申告書への記載事項の追加を規定します。第2条による改正中第36条の3の2、第36条の3の3関係、第3条による改正中第24条関係でございます。

54ページをお願いいたします。

- (10)軽自動車税の環境性能割に関し、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に軽自動車を取得した場合、税率を1%分軽減します。また、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定しております。下の図が税率表でございます。第2条による改正中附則第15条の2、第15条の2の2、第15条の6関係でございます。
- (11)大規模法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電子通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の救済措置について規定しております。大規模法人につきましては、資本金1億円以上の法人でございます。第5条による改正関係でございます。
- (12)この条例は平成31年4月1日から施行します。ただし、一部は平成31年6月1日、平成31年10月1日、平成32年1月1日、平成33年1月1日及び平成33年4月1日から施行いたします。 附則第1条関係でございます。
- (13)市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置について定めています。附則第2条から第8条関係でございます。

以上で、承第2号 専決処分の承認についての説明を終わります。

引き続き、承第3号 専決処分の承認についての説明をさせていただきます。

55ページをお願いいたします。

承第3号 専決処分の承認について(下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。 平成31年4月26日提出。

提案理由、地方税法施行令の一部改正に伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

56ページをお開きください。

専決処分書でございます。

条例要綱にて説明をさせていただきますので、59ページをお開きください。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

- 1. 改正理由。国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための措置について講じた地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、その一部が平成31年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。
- 2. 概要。(1)国民健康保険税の基礎課税額に係る医療給付分の課税限度額を58万円から61万円に引き上げます。第2条、第23条関係でございます。
- (2)国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を50万円から51万円に引き上げます。第23条関係でございます。
  - (3)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。
- (4) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

以上で、承第3号 専決処分の承認についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## 〇議長(各務吉則君)

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 一木良一君。

## 〇10番(一木良一君)

承第2号についてお聞きします。

今、承第2号について、いろいろるる説明いただきました。非常にわかりにくい税制改正であるということを思いますが、今後市民に対して、市民としてはいろんな媒体で情報を取得されるというふうに思いますけれども、市として、市民に対する周知をどうやって徹底していかれるのか、その辺の取り組みについてお聞きしたいと思います。

#### 〇議長(各務吉則君)

総務部長。

## 〇総務部長 (河尻健吾君)

ただいまの税条例等の一部を改正する条例ですけれども、中身については非常にボリュームがございます。ただ、内容によっては、条文の条例改正に伴う下呂市の税条例の項ずれ、条の改正等というのがあります。内容につきましては、ふるさと納税の制度、それから住宅取得控除、それから軽自動車税に関する関係、それから個人市民税に関する条項等でございます。この内容につきましては、わかりやすくリーフレット等を活用しながら説明をしてまいりたいというふうにして考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

#### 〇議長(各務吉則君)

9番 伊藤嚴悟君。

## ○9番 (伊藤嚴悟君)

ふるさと納税についてお伺いいたしたいと思います。

昨今、総務省でああいうようなことで改正をして、ある自治体では、非常に多くのふるさと納税を集めて、そして財政の軽減を図るというような事例もあります。そこは、何か総務省の通達と相反して、せっかくこういういい制度で知恵を出してやっておるんだからというようなことをテレビ等でやっておりますが、下呂市も、ふるさと納税というものは絶対伸ばしていかないかんのではないかと。特に下呂市の財政は厳しい状況下にあって、そしてある意味、下呂の実情をやっぱりもっともっとPRして、それが下呂に対する、ふるさとに対する愛着もより深めていただいて、そして特別顧問も東京に設置をしておるという現実もあります。やはりこれは、実績でそういうものを示していかないと、格好だけで充実していっても、中身が伴わんといかんのではないかというようなことを感じておりますが、その辺について市長の見解をお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(各務吉則君)

市長。

#### 〇市長 (服部秀洋君)

ただいま伊藤議員のお話にありましたように、ふるさと納税も重要な財源として当市も扱いたいという面から、昨年より、みらいろのほうに、いろいろ新しい返礼品等を企画していただきながら、また下呂市の観光という特性を生かして、宿泊に関するポイント等の付与等も考えながらやっております。やはり総務省の通達には沿いながら、最大限、下呂市として魅力をPRすること、そしてまたふるさと納税につきましても、しっかり確保していけるような形で今後も政策を進めてまいりたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

#### 〇議長(各務吉則君)

9番 伊藤嚴悟君。

## 〇9番 (伊藤嚴悟君)

今、市長の答弁を聞いて、理解はできますが、私はやはりふるさと納税のこの3割の寄附金のお返しというか、そういうようなことについても、でき得るだけ下呂市のPR効果があるものをしっかりと納税者にPRをして、そしてそれと追随して、下呂の魅力が伝わるような知恵をやっぱりもっともっと出すべきではないかなあということを思いますので、もっと努力をしていただきたいとお願いしておきます。以上です。

## 〇議長(各務吉則君)

市長公室長。

## 〇市長公室長 (桂川国男君)

今、ふるさと納税につきましては、市長が申しましたように、みらいろというところに委託をさせていただいております。委託後、以前の議会でも報告させていただきましたように、平成30年度は1億を超えてきております。ほかの自治体と比べると少ないかもしれませんが、下呂市にとっては、当初始めたときから比べると相当伸びてきております。これは今委託先のほうで、ただ単に、御寄附をいただいたときに、いただいた限りで終わるんではなくて、その後、下呂市のほうからダイレクトメールという形でいろんな情報を流していきながらということで、寄附いただいた方に、また寄附をいただけるようなことも少しは動いております。そういうような効果もあって、今金額が上がってきておるのかなあと思いますので、そういうしっかりとした地道な活動も含めて進めてまいりたい。

それから、下呂市の場合は、地場のものをほとんど使っております。これは前からずうっとその方針で来ております。今回、総務省のほうがそういう方針を出しておりますが、まさに前からこういう形でやっておりますので、そこのところはぶれることなく今後も進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

## 〇議長(各務吉則君)

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

## 〇12番(中島新吾君)

今の市税について質問します。

この要綱の(2)と(10)については、消費税が10%に増税されるということが前提の条例改正になっています。市長も、私が一般質問で質問したときに、これも国民全てに一律に課税される、特に低所得者に対して厳しい消費税増税です。そういう中で、軽減措置ということの一つとして出されているんですけれども、いずれにしても、ことしの10月からの住宅ローンであり、自動車の購入、それも限られた期間だけというふうです。

先ほども質問がありましたけど、これ市民にしっかり徹底しないと、物すごい影響があるわけでしょう。幾つもの項目があるわけですから、大体例えば住宅ローンなんかこのぐらいを予定し

ているとか、自動車がどれだけ売れるかというのは予定できんのかもしれんけれども、そういうのも含めて、対応策というのはしっかり練らんといかんと思います。単にしっかりPRするということだけじゃなくて。

ということで、このことについて質問しますし、本当にこの消費税10%に上がることに対する 軽減措置になるのか、市民にとって。市長、どう考えるのか、教えてください。

それから、(6)の軽自動車税のグリーン化特例ですけれども、これにしても、この後2年後からですけれども、庶民の足である軽自動車の税金の負担が高くなることは間違いないと思います。この条例改正で。その点を答えてください。

## ○議長(各務吉則君)

総務部長。

## 〇総務部長 (河尻健吾君)

ただいまの質問で、市民への説明、先ほど説明させていただきましたけれども、いろんな媒体、 広報紙、それから市のホームページ、リーフレット等、いろんなものを使いながら、住民にしっ かり伝わるような対応をしていきたいというふうにして考えておりますので、よろしくお願いい たします。

## 〇議長(各務吉則君)

市長。

## 〇市長 (服部秀洋君)

消費税の件でございますけれども、市長会としては、しっかりと10%に上げてくださいという ふうな要望をしております。またそれが子育て支援であったり、市にはしっかり充当されるとい うことから、私どももそうやって市長会として上げたわけでございます。

しかしながら、この消費について、増税が果たしてどう結果として出てくるかはまだまだ不明な部分がありますが、極力また市長会といたしましても、しっかりとこれについて国・県等にも要望してまいりたいと思っておりますし、市民の負担が少ないような形で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

#### 〇議長(各務吉則君)

総務部長。

## 〇総務部長 (河尻健吾君)

(6)のグリーン化特例の件でございます。

2年間という延長でございますけれども、当然市民の方々、軽自動車が足ということは承知は しておりますけれども、税法上定められたことでございますので、これに従って進めていきたい というふうにして考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

#### 〇議長(各務吉則君)

12番 中島新吾君。

#### 〇12番(中島新吾君)

今、総務部長が答えられたように、これはやっぱり庶民の足、本当に必要な、公共交通のこと もありますけれども、本当に大事な庶民の足が、持っていなかったら生活できない状況の中で負 担増になるわけですので、これは問題だというふうに思います。

それから、市長、「市長会は」という主語を市長会にして答弁しているんですよ。私が聞いているのは、市長、どう考えるんですかと、あなたはどう考えるんですかと聞いているんですよ。 この点答えてください。

## 〇議長(各務吉則君)

市長。

## 〇市長 (服部秀洋君)

市長会としてでなく、個人としても、その増税分については、しっかり下呂市においても、福祉、教育、また子育で等で充当されるべきものだと考えておりますし、ただ消費については、先ほど答弁いたしましたように、まだまだ不透明な部分がありますので、また商工会の方々、また事業者の方々の御意見をいただきながら、政策に反映をさせていただきたいと思っております。

## [挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

12番 中島新吾君。

## 〇12番(中島新吾君)

結果がまだ不透明な部分があると市長も認めているんですね。その意味で、住民へのPRばかりじゃなくて、業者と一緒にならないかんでしょう。家を建てるにしろ、車買うにしろ。業者の人が、そういうのを一生懸命、こういう制度があるんだからこうしましょうというところも、力を合わせて市民に徹底してPRしていくと、こういうことを強く求めます。

## [挙手する者あり]

#### 〇議長(各務吉則君)

13番 中島達也君。

#### 〇13番(中島達也君)

今ほど話が出ておりますように、10月を迎える前に、しっかりやっぱり市民への周知徹底というのを、今回出ていない以外のこともいろいろあると思いますので、お願いしたいと思います。 それで、今御説明あった中で、10月から1年間、軽自動車税1%軽減ということなんですが、 これは今年度、環境性能割交付金というのが1,000万計上されておりますが、これは一応軽減分 の補填という考え方でいいのか、その辺だけ確認させてください。

## 〇議長(各務吉則君)

総務部長。

#### 〇総務部長 (河尻健吾君)

先ほど説明を落としておりましたけれども、これに伴う減収分につきましては、全額国が補填

をするということになってございます。

[挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

11番 吾郷孝枝さん。

## 〇11番(吾郷孝枝君)

私は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例のところでお尋ねをします。

まず参考資料の59ページのところで、今回の改正は国の国保税の改正に基づいて市のほうも条例改正されたということですけれども、その目的が公平の確保ということに目的で上がっておりますけれども、そもそもこの国保税というのは、一般のサラリーマンの方が入られる協会けんぽと比べて、負担が2倍も高い負担になっているんですね。こういうところから考えると、この国保の中だけじゃなくて、本当に一般の市民の中での公平性ということを考えると、非常に不公平でないかと思いますが、この点でまず一つお尋ねをします。

それから、中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための措置やと、こういうふうになっておりますけれども、ここでいいます(2)のところで、5割軽減と今回2割軽減の世帯の部分の軽減で、これはこれで軽減されたということでいいと思いますけれども、本当に低所得の7割軽減の部分が、この軽減の中身として半分以上が7割軽減の方なんです。一番軽減しなくちゃいけない貧困層の部分で軽減が今回されなかった、ここの理由をちょっとお尋ねいたします。

#### 〇議長(各務吉則君)

総務部長。

#### 〇総務部長 (河尻健吾君)

税の公平性ということでございますけれども、もちろん保険の関係につきましては、国保税、協会けんぽ等々ございます。協会けんぽでしたら、それぞれの組合とかの中での保険を賄っておると。国民健康保険については、国民健康保険に加入しておる皆様方で保険を支えておるというのが原則かというふうにして思っております。ということで、国保税の中での税の公平ということの観点から今回の条例改正を行ったというふうにして考えております。

それから、7割軽減につきましては、今回の改正、上位法の改正では改正がないということで、 改正がされないということでございますので、お願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

## 〇議長(各務吉則君)

11番 吾郷孝枝さん。

## 〇11番(吾郷孝枝君)

今回の公平性というところで、今、部長も答えられて、医療保険の中の国保税の部分で、その中だけで今考えてみえるんですけど、今やはり国会なんかでも、そして市長会、知事会で要請なんかもあるのは、やはり協会けんぽ並みの負担と、こういうことなんです。国保で言えば、やはり国保の構造的な問題、低所得者が非常にたくさん加入する医療保険制度だという、ここの問題

が一番根本的な問題で、やはりここの中で対象が非常に少ないと思います。19世帯ですので、負担増になる部分が。少ないと思いますけれども、こういう負担増になる部分をふやすということに、やっぱり私はちょっと納得がいかないことが一つと、それから特に軽減措置の部分で、7割軽減の方の部分があれですし、5割軽減にしたって19世帯ですよね、対象が。軽減される、どんだけふえるのかといったら、たった19世帯ですよ。2割軽減の人にしてみると、4世帯。たったこれだけの方が軽減されるということですので、これは非常に不十分。

今回、下呂市においては、国保税を1人平均で6,000円の値上げをされました。ここの根本的な考え方として、国の条例改正だけをやるんじゃなくて、本当に市民の暮らしを守る立場から、やはりこういう国の税制改正だけでは不十分やという認識がまずあるのかどうなのか、これで十分だと考えてみえるのかどうなのか、そこが1点と、それからことし1人6,000円もの国保税の値上げをされたと。そういう中で、高山市は、1人4,000円の値上げになるところを、一般会計からの7,000万円の繰り入れをやって4,000円の値上げを抑えたと、値上げしないようにした。そういう措置がとられたんですけれども、下呂市はそういうことを今回されなかった。その点についても、私はまだ納得がいかないところがありますので、この税に関してお尋ねします。

#### 〇議長(各務吉則君)

総務部長。

## 〇総務部長 (河尻健吾君)

今ほどの軽減の関係でございますけれども、限度額の改正、最高の額が93万から96万に上がる ということでございます。これが国の地方税法の改正で出てきたものでございますけれども、こ の制度について、下呂市独自で変えるという考えは現在のところございません。

それから、7割軽減の今の制度改正についても、下呂市で今のところ考えているということは ございません。

それから、平均で6,000円を上げるということで31年度予算を組ませていただきました。これにつきましても、もちろん一般会計のほうからの繰り入れをすれば、国保税の納税額は低くなるというのは当然だろうというふうに思いますけれども、やはり国保税は国保税で、一つの会計としてやっぱり成り立っていくということを考えると、そこに負担を求めていいのかという問題もあろうかと思いますので、これについては、またほかの場所等での議論が必要になるのかというふうにして考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

## 〇議長(各務吉則君)

11番 吾郷孝枝さん。

## 〇11番(吾郷孝枝君)

今、部長はそういう答弁をされましたけれども、やはり下呂市としての自治体としての使命は 市民の暮らしを守ると、そこの部分ですので、ほかの自治体がしっかりやっているようなことで 市民の負担軽減をしっかり考えていく、もっと真剣に考えていく必要があるというふうに思いま すので、そのことを申し上げて終わります。

#### 〇議長(各務吉則君)

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第2号 専決処分の承認について(下呂市税条例等の一部を改正する条例)、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

## [賛成者举手]

挙手多数です。よって、承第2号については承認することに決定いたしました。

承第3号 専決処分の承認について(下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、本 件を承認することに賛成の方は挙手願います。

## 〔賛成者举手〕

挙手多数です。よって、承第3号については承認することに決定いたしました。

## ◎承第4号について (議案説明・質疑・討論・採決)

## 〇議長(各務吉則君)

日程第6、承第4号 専決処分の承認について(平成31年度下呂市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

承第4号の提案理由の説明を求めます。

総務部長。

## 〇総務部長 (河尻健吾君)

それでは、議案書の61ページをごらんください。

承第4号 専決処分の承認について(平成31年度下呂市一般会計補正予算(第1号))。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成31年4月26日提出。

提案理由、係長制導入に伴う期末・勤勉手当の増額、予防接種事業の風疹抗体検査の国庫補助 金が平成31年度対応となったことによる事業費の増額について、早急に対応する必要があり専決 処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 62ページをお願いいたします。

これにつきましては、専決処分書でございます。

63ページをお願いいたします。

平成31年度下呂市一般会計補正予算(第1号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,333万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも212億5,333万5,000円とするものでございます。

事項別明細書により説明をいたしますので、66ページをごらんください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金は、予防接種法の改正により、新たに定期予防接種の対象に加えられた39歳から56歳の男性の風しん予防接種事業に係る補助金533万5,000円の増額でございます。先ほどの承第1号で御承認いただいた平成30年度下呂市一般会計補正予算(第16号)のとおり、緊急風しん抗体検査事業補助金につきましては、国の平成30年度第2次補正ではなく、31年度予算で予算措置されることになりましたので、平成31年度の予防接種事業に係る国庫補助金を増額補正するものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は、今回の補正に伴います財源として、財政調整基金から800万円を繰り入れるものでございます。

67ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。総務職員給与費220万5,000円の増額でございますが、下呂市においては、平成31年4月より係長制を導入させていただきました。このことに伴いまして、職員手当の予算額に不足が生じましたので、新たに役職加算の対象となる46名分の期末手当及び勤勉手当の不足額220万5,000円を増額補正させていただくものでございます。

次の4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございますが、歳入の衛生費国庫補助金で説明させていただきました、平成31年度に実施する39歳から56歳の男性の風しん予防接種事業につきまして、風疹の抗体検査に係る委託料などの必要経費1,072万5,000円を増額補正させていただくものでございます。

68ページをお願いいたします。

14款予備費につきましては、歳入歳出額調整のため40万5,000円を増額しております。 続いて、69ページは一般職の給与費明細書でございます。

上段、総括の比較欄をごらんください。

職員手当220万5,000円の増額は、下段の職員手当の内訳にございますとおり、係長制導入に伴う期末・勤勉手当の増額でございます。

以上で、承第4号 専決処分の承認についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## 〇議長(各務吉則君)

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

## 〇12番(中島新吾君)

係長制導入について質問をします。

3月議会の18日に、議会説明でいただいた資料の中に、係長の職務ということで、係長の職務は、管理的な立場で係の事務事業の執行を包括する役割とすると。ですから、管理的なという「的な」ですから、管理職ではないですよね。条例で、この係長というのはどこにはまるのかと、条例とか、規則で。どこで規定しているのかというのを一生懸命調べたんですけど、とうとう私は見つけることができませんでした。その点を、ここでこの後、役職手当の加算をするということですが、これは条例を変えなくても、規則で市長が規則を変えればいいことなのか、その点での規程、規則、どうなっているのか。

例えば、給与規程の市職員の給与の支給に関する規則の28条の6、ここでは加算割合なんかが100分の15とか、100分の10というふうに規則でしっかり規定していますよね。ところが、今回これ13%という規則に規定のない割合ですよね。だから、そういう規則、条例にないことは当然やってはいけないわけですが、ここへ出てきたということは規則の改正があったというふうにしか思えないんですが、ちょっとそこら辺のことをしっかり説明してください。

## 〇議長(各務吉則君)

総務部長。

#### 〇総務部長 (河尻健吾君)

大変済みません、規則で規定はされておるんですが、今手持ちがございませんので、後ほど答 弁させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

12番 中島新吾君。

#### 〇12番(中島新吾君)

規則というのは、下呂市職員の給与の支給に関する規則ですか、それ以外にあるのですか、教 えてください。

## 〇議長(各務吉則君)

総務部長。

## 〇総務部長 (河尻健吾君)

そこも含めて一緒に答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

12番 中島新吾君。

## 〇12番(中島新吾君)

予算をやる場合は、そういう条例、規則がこうだからこうしますというのがなかったら、私たち、判断のしようがないんですよね。後で説明しますからよろしくお願いしますで採決に入っても、採決しようがないんじゃないですか、私たち。

それで、去年の12月の一般質問で、特に振興事務所の課長について私が質問したときに、市長は、係長制度、一言も言われませんでした。今度3月議会で突然出てきて、部長会なんかでしっかり議論して決めたのかと言ったら、いや、報告はしたと、労働組合にも話はしたと。これだけの回答しかもらっていないんですよ。

市の制度を全部変えるような大きな変革をやるのに、そんな答弁しか来ていない。そして、今回こうやって予算つけているのに、その説明がない。ある意味、何をやっておるんだと。本気で職員のことを考えて、市民のことを考えて対応しておるんかと、この今回の補正予算を見ていて真剣に思いました。

議長、ですから、その資料を出してから採決してください。

## 〇議長(各務吉則君)

12番 中島新吾君、執行部のほうから説明を求めますので、暫時休憩いたします。再開は館内 放送でお伝えいたします。

> 午前10時57分 休憩 午前11時25分 再開

#### 〇議長(各務吉則君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から資料配付の申し出がありましたので、許可いたします。

それから、貴重な本会議が中断しました。今後、資料の詳細な説明をお願いします。

資料配付をお願いします。

〔資料配付〕

総務部長。

#### 〇総務部長 (河尻健吾君)

私の資料不足と認識不足で大変貴重な時間を頂戴しました。大変申しわけございませんでした。 資料として、今お配りをさせていただきました。

下呂市行政組織規則の一部を改正する規則、それから下呂市職員の給与の支給に関する規則の 一部を改正する規則、それぞれ本年3月29日に公布をさせていただいております。 これにつきましては改正文になっておりますけれども、市のホームページ、それから、しらさぎにあります下呂市の例規集につきましては、リアルタイムでの修正ができませんので、年に数回という形で、委託する業者のほうにおいて修正をしてアップをしていくという形になっておりますので、現在はアップがされていないということで御了承いただきたいと思います。

それでは、まず行政組織規則の一部を改正する規則の一番最終ページに黄色でマーカーをして おりますけれども、ここで、行政組織の中で係長の任命ということ、それから係長の基本職務と いうことをうたっております。

もう一枚お配りしております下呂市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則につきましては、1枚めくっていただいた右側でございます。ここに役職の加算の100分の3ということでの規定をさせていただいておりますので、この規則でもって規定をさせていただいておるものでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、組合との協議につきましては、3月7日に組合のほうから協議の回答をいただいておりまして、人事評価制度についての取り組みということでの一つの提案はございますけれども、おおむね了解を得ておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(各務吉則君)

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 尾里集務君。

## 〇1番(尾里集務君)

確認だけさせてください。

緊急風疹の抗体の検査ということでございますけれども、これは検査は今無料というか、予算で見てあるわけなんですが、仮に接種ということになると、それは無料にならないんでしょうか。

## 〇議長(各務吉則君)

健康福祉部長。

#### 〇健康福祉部長(田口広宣君)

今回の補正予算につきましては、検査料ということで、ワクチン接種につきましては31年度の当初予算のほうに、診療所関係では160名分と小坂診療所で20名ということで180名分、1人当たり9,000円ほどの予算措置をしております。

## 〇議長(各務吉則君)

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

## [挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第4号 専決処分の承認について(平成31年度下呂市一般会計補正予算(第1号))、本件 を承認することに賛成の方は挙手願います。

[替成者举手]

挙手全員です。よって、承第4号については承認することに決定いたしました。

## ◎同第6号について(議案説明・質疑・討論・採決)

## 〇議長(各務吉則君)

日程第7、同第6号 下呂市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

同第6号について提案理由の説明を求めます。

市長。

## 〇市長 (服部秀洋君)

同第6号 下呂市固定資産評価員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議 会の同意を求めるものでございます。

氏名、中谷三男。住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年4月26日提出。

提案理由でございますが、本年の4月1日の下呂市の人事異動に伴いまして、税務課長が交代 したことによりまして、改めて固定資産評価員を選任するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(各務吉則君)

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

## [挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第6号 下呂市固定資産評価員の選任について、本件に同意することに賛成の方は挙手願います。

## [賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第6号については同意することに決定いたしました。

## ◎同第7号について (議案説明・質疑・討論・採決)

#### 〇議長(各務吉則君)

日程第8、同第7号 下呂市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。 教育長。

## 〇教育長 (細田芳充君)

本議題につきましては、私自身の人事案件ということでございますので、退席することをお願いしたいと思います。

## 〇議長(各務吉則君)

ただいま細田教育長から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔教育長 細田芳充君 退場〕

同第7号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

## 〇市長 (服部秀洋君)

同第7号 下呂市教育委員会教育長の任命について。

次の者を下呂市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法 律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、細田芳充。住所、年齢につきましては記載のとおりでございます。平成31年4月26日提出。

提案理由、下呂市教育委員会教育長 細田芳充氏が、平成31年5月13日に任期満了となるためでございます。

御審議のほどよろしくお願いします。

## 〇議長(各務吉則君)

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

## [挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第7号 下呂市教育委員会教育長の任命について、本件に同意することに賛成の方は挙手願います。

## 〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第7号については同意することに決定いたしました。 教育長の入場を許可いたします。

〔教育長 細田芳充君 入場・復席〕

ここで、教育長に任命されました細田芳充さんから一言御挨拶をいただきます。

## 〇教育長 (細田芳充君)

ただいま新しい任期につきましても御同意をいただきました。引き続き下呂市の教育に携わらせていただきます喜びと同時に、任の重さに身の引き締まる思いでございます。

下呂市の教育は多くの成果を得ております。これも学校教育、社会教育、最前線でお力をいただいておる方々はもちろんでございますけれども、このふるさと下呂市の雄大な自然とか、清らかな自然、そして先人が残していただきました歴史、文化、伝統、それから温かく見守っていただきます地域の皆様方の、そういった他に類を見ないようなすばらしい下呂市の教育環境のたまものだというふうに確信をしております。

改めて、こうしたふるさと下呂のすばらしい教育環境に感謝をし、大切にしながら、下呂市らしい人づくり、ひいては地域づくりに貢献をしていきたいというふうに思っております。諸先輩方の残されました偉大な功績を受け継ぎまして、微力ではございますが、専心努力する所存でございますので、どうか皆様の御理解、御協力と、そして御指導を賜りますようにお願いをしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。(拍手)

## 〇議長(各務吉則君)

日程第9、議第79号 財産の譲与についてを議題といたします。

議第79号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

## 〇消防長 (田口伸一君)

議案書の75ページをお開きください。

議第79号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

- 1. 譲与する財産、救急自動車1台。
- 2. 譲与する相手方、一般社団法人日本外交協会理事長 池浦泰宏。
- 3. 譲与する理由、下呂市消防本部配備の救急自動車の更新に伴い、市の財産である廃棄救急 自動車が今後も有効的に利用されることを目的とし、国際交流や開発途上国における難民支援な どの活動を展開している、一般社団法人日本外交協会へ譲与するもの。平成31年4月26日提出。 提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇議長(各務吉則君)

これより原案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 伊藤嚴悟君。

## 〇9番 (伊藤嚴悟君)

ただいま上程されました案件につきましては、非常に試みとしては前向きないい提案だという ふうに受けとめます。そこで、詳細など具体的に聞きたいと思いますけれども、たしか前回説明 を受けましたような記憶がありますが、それを修理して、はしご車の件だというふうに受けとめますけれども、そしてそれを出すには、6カ月ないし1年かかるというような説明があったんじゃないかというふうに思いますが、その辺についての詳細な部分も、今ちょっと説明をいただくといいんではないかというふうに思います。以上です。

## 〇議長(各務吉則君)

消防長。

#### 〇消防長 (田口伸一君)

初めに、今回の救急車の寄贈の件についてですが、一般社団法人日本外交協会について御説明を申し上げます。

一般社団法人日本外交協会は、内閣府認可の団体として国際交流や開発途上国における難民支援などの活動を展開しており、平成9年からは、外務省が推進している開発援助の一環として、

東南アジア、中南米、アフリカ等の国々に対して、日本国内で任務を終えた消防車や救急車、じんかい車などの車両を寄贈する事業を行っております。この事業は、地方公共団体や消防本部等より無償譲与を受けた中古車両を、少なくとも現地で5年間は使用できるよう整備し、ことし1月までに74カ国に1,091台が送られ、救急車についても発展途上国の自治体や病院で2次活用され、現地では大変に感謝をされているとのことでございます。

経費につきましては、国内での輸送費、整備・補修費、海外への輸送費用などは、全て外務省の草の根・人間の安全保障無償資金協力等を活用され、当市には一時抹消登録手続に必要な印紙 代以外の費用はかからないということでございます。

寄贈については、日本外交協会が海外からの要請を取りまとめ、外務省とも協議し、寄贈先を 決定、必要書類をそろえてプロジェクトを形成し、その上で、現地側のプロジェクト準備が整っ た時点から、相手国に一番よい状態で届くように、国内の整備工場で日本の車検に準じた点検整 備と消耗品の交換や板金・塗装なども施し、輸出されるということで、寄贈の実現までには、早 くとも半年から1年程度はかかるとのことでございます。

なお、輸送後にはリサイクル料、返還に必要な書類一式と、現地引き渡し後には譲渡式の様子などを掲載した最終報告書を日本外交協会から提供元に送られるようになっておるということでございます。

また、はしご車につきましても、この日本外交協会に問い合わせをいたしましたが、現在のところ、先方から、はしご自動車の取り扱いを行っているが、現在在庫が豊富にあり、引き取れないとの返答がございましたので、はしご自動車の更新は、入札により、今後は売り払いを検討していくところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

9番 伊藤嚴悟君。

#### ○9番(伊藤嚴悟君)

今の説明を早うしてくれると、みんな非常に理解がされたというふうに思いますし、これはも しこういう該当があって、受け入れが可能ならば、常々更新をしていかなならん物品なので、ど うか有効活用を今後より一層していただきたいとお願いしておきます。以上です。

## 〇議長(各務吉則君)

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第79号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第79号は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第79号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

挙手全員です。よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## ◎議第80号について(議案説明・質疑・討論・採決)

## 〇議長(各務吉則君)

日程第10、議第80号 平成31年度下呂市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。 議第80号について提案理由の説明を求めます。

市長。

#### 〇市長 (服部秀洋君)

ただいま上程をされました議第80号 平成31年度下呂市一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、消費税増税に伴い、消費に与える影響を緩和するために予定をされておりますプレミアム付商品券の発行準備に係る経費、及び経済の活性化を図ることを目的に実施いたしております創業支援事業補助金の申請が、当初予算で見込んだ補助金額を上回る見込みで、不足する額を予算に計上するものでございます。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 〇議長(各務吉則君)

議第80号の詳細説明を求めます。

総務部長。

## 〇総務部長 (河尻健吾君)

それでは、議第80号 平成31年度下呂市一般会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きください。

平成31年度下呂市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ480万円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも212億5,813万5,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表によります。平成31年4月26日提出。

事項別明細書で御説明申し上げますので、80ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、プレミアム付商品券の発行に係る事務費等に対する国庫補助金480万円の増額でございます。

81ページをお開きください。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、本年10月1日から消費税率が10%に増税されることに伴い、消費に与える影響を緩和するため、住民税非課税世帯及び子育て世帯(ゼロ歳から2歳)を対象にプレミアム付商品券の発行を予定しております。これにつきましては、2万円で2万5,000円分が購入できるというものでございます。現在のところ、申請の受け付け事務を7月に開始する予定でおりますので、事業の実施に向け、必要な準備作業のための経費486万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

なお、現在詳細な事業の実施方法につきまして協議を進めておりますので、商品券の印刷、販売などに係る事業費につきましては、今後補正予算でお願いをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

下段の7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は、創業支援事業に係る創業者補助金207万7,000円の増額でございます。この事業は、市内における創業者数の増加を図り、経済の活性化を図ることを目的に創業に必要な設備費等の一部を補助するもので、当初予算には3件分、300万円を計上しておりましたが、新年度早々に調査をさせていただいたところ、具体的な事業計画が決定しており、本年上半期に補助金の交付申請を予定されている方が6件ございますので、不足する207万7,000円を増額補正させていただくものでございます。

82ページをお願いいたします。

14款予備費につきましては、歳入歳出額調整のため214万1,000円を減額しております。

以上で、議第80号 平成31年度下呂市一般会計補正予算(第2号)についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇議長(各務吉則君)

これより原案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 中島新吾君。

#### 〇12番(中島新吾君)

今回の補正予算、商工費のほうで、創業支援がふえるということはうれしいことで、とてもいいと思います。ただ、これも消費税10%増税を前提にしたプレミアム付商品券ですが、またこれ市長に聞くんですが、こんなことをして本当に影響を緩和することになるのかと。2万円で2万5,000円ですよね。そして所得の低い人、要するに、ここにも書いてあるように住民税非課税世帯というふうに限るわけですね。そして、2歳以下の子供を持っておられる世帯というふうに限られます。ということは、対象にならない人との不公平感は必ず生まれますよね、ここに。

そしてもう一つ、今マスコミでも言われていますが、この商品券を使うと、私、低所得者ですとわかっちゃうということになってしまうんじゃないかという指摘もあります。それはそれとしても、市長、さっき私の質問に対して、10%増税で財源がふえるから、それを社会保障のほうにと言われましたけれども、このようなプレミアム付商品券ぐらいのことで、消費の減少、これ不確定でわからないとさっき言われました。こんなことで地域の経済、地域の生活が落ち込んでいけば、そっちで収入が減ったことのほうが大きくなるんじゃないですか。

ですから、一般質問でも言いましたけど、こんな大増税を絶対やるべきじゃないと、10%の増 税はやるべきじゃないというふうに、市長、はっきり示すことのほうが大事じゃないでしょうか。 意見を述べてください。

## 〇議長(各務吉則君)

市長。

## 〇市長 (服部秀洋君)

私の個人的な意見は差し控えさせていただきたいと思いますけれども、やはり国がこのような 方向で進められておる以上、当市としても当然やっていくべきだと現在は考えております。

[挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

12番 中島新吾君。

#### 〇12番(中島新吾君)

市長、私の意見は差し控えるといって、市長が責任者なんですよ。はっきり言うべきです。 それから、ここの非課税世帯と2歳以下の子育て世帯については、対象はどのぐらいというふうに想定されていますか。

## 〇議長(各務吉則君)

市長公室長。

## 〇市長公室長 (桂川国男君)

まず非課税世帯でございますが、現在、正確な数字というのはなかなかつかめない状況でございます。現在といいますか、今回補正を上げさせていただいております非課税世帯の部分の基礎となる数字につきましては、平成28年度の臨時福祉給付金のときに活用いたしました数字を使っております。ただ、全ての方が対象になるかということについては、税の申告状況であったり、いろいろな兼ね合いがございますので、そこのところも非常に見えないところがございます。で

すので、今回はマックスの状態で人数をカウントさせていただいております。人数は6,468人ということで、今回の補正の事務費の計算はさせていただいております。

それから、子供さんのほうにつきましては、こちらのほうは約600人を推定しております。以上でございます。

## [挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

12番 中島新吾君。

## 〇12番(中島新吾君)

今、室長言われましたように、臨時福祉給付金やりましたけど、あくまでもあれは一時的なばらまきで、効果があったとは言えません。同じことだと思います。今回も。ぜひ市長、自分の考えは言わないなんていうことじゃなくて、はっきりと姿勢を示すべきだというふうに求めて質問を終わります。

#### [挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

2番 中島ゆき子さん。

## 〇2番(中島ゆき子君)

創業支援事業について伺います。

今回4件がふえたというところで、207万7,000円の増額の補正予算ですが、そうしますと、全く今回の創業支援事業につきましては、31年度はゼロということの計算になりますけど、今後この創業支援につきまして、下呂市としてどのような考えをお持ちなのかということと、今後またこれに対して出てきたときは、もう予算がないのでとお断りするのか、その辺の方針について伺います。

## 〇議長(各務吉則君)

総務部長。

#### 〇総務部長 (河尻健吾君)

ただいまの質問ですけれども、今回補正させていただいた分につきまして、4件分については、 一応6月までの予定ということでの申請をいただいております。今後、こういった事態が出てき ましたら、早急に対応ができるようなふうで進めていきたいというふうで考えております。今回 については、わかっておる分について補正予算を計上させていただいたということで御理解いた だきたいと思います。

#### [挙手する者あり]

## 〇議長(各務吉則君)

2番 中島ゆき子さん。

#### ○2番(中島ゆき子君)

そうしますと、今後出るたびごとに補正予算という形になると思うんですけど、やはりこれは

皆さんにもPRしていただくためにも、下呂市として当初300万円という予算を組んでいましたので、余裕を持った予算がありますので、皆さん下呂市で創業してくださいというようなPRをしたほうがよろしいかと思うんですけど、予算がない以上、そういうPRができないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

## 〇議長(各務吉則君)

副市長。

## 〇副市長(村山鏡子君)

言われるように、この創業支援が地域の活性化、経済活性化の起爆になるということは当然でございますし、先ほど総務部長が言ったように、補正をつけていくわけでございますけれども、ただ、この創業支援を受けるに当たっては、そういった知識等を身につけるということで研修期間もあるそうでございますので、ある程度やりたいからやるということではないということでございますけれども、それを踏まえてやりたいという方については、当然やっていただくことは必要と思っておりますので、こういった創業支援があるということはPRをしていきたいと考えております。

## 〇議長(各務吉則君)

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第80号は、会議規則第37条第3項の規定により 委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第80号は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第80号 平成31年度下呂市一般会計補正予算(第2号)について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

## [賛成者举手]

挙手多数です。よって、議第80号は原案のとおり可決されました。 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後2時50分 再開

## 〇議長(各務吉則君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

細田教育長は、下呂市学校教育会議に出席しなくてはならないため、これ以降の本会議は欠席 となります。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、副議長 一木良一君から副議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第1、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、 議題とすることに決定いたしました。

## ◎下呂市議会副議長の辞職の件

## 〇議長(各務吉則君)

追加日程第1、下呂市議会副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、一木良一君の退場を求めます。

〔副議長 一木良一君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

## 〇議会事務局長 (加藤鈴彦君)

それでは、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し出ます。平成31年4月26日、下呂市議会副議長 一木良一、下呂市議会議長 各務吉則様。

以上です。

## 〇議長(各務吉則君)

お諮りいたします。一木良一君の下呂市議会副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、一木良一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

一木良一君の入場を求めます。

[一木良一君 入場・復席]

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第2、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を日程に追加し、選挙 を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第2、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

## ◎選第2号について

## 〇議長(各務吉則君)

追加日程第2、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 尾里 集務君と2番 中島ゆき子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票11票、無効投票2票。

有効投票のうち、4番 今井政良君10票、13番 中島達也君1票、以上のとおりであります。 この選挙の法定得票数は3票であります。よって、4番 今井政良君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

## [議場開鎖]

ただいま副議長に当選されました今井政良君が議場におられますので、会議規則第32条第2項 の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました今井政良君の御挨拶をお願いいたします。

#### 〇新副議長 (今井政良君)

ただいま副議長に立候補し、皆さんの御支援をいただき当選させていただくことができました。 先ほど所信表明をさせていただきましたけれども、初心に返り、皆さんとともに明るく、市民 から信頼され、理解される魅力ある議会にしていきますので、議長と力を合わせ、皆さんの納得 のいく議会をつくり上げていきたいと思いますので、皆様方の御指導とお力添えをいただきます ようお願いします。頑張りますので、よろしくお願いします。(拍手)

## 〇議長(各務吉則君)

これにて副議長選挙を終了いたします。

休憩します。なお、再開は館内放送にてお知らせいたします。

午後3時05分 休憩午後4時05分 再開

#### 〇議長(各務吉則君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

## 〔追加日程配付〕

日程についてお諮りします。ただいま配付しました追加日程第3、下呂市議会特別委員会委員の選任を日程第12、下呂市議会運営委員会委員の選任の後に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第3、下呂市議会特別委員会委員の選任を日程第12の 後に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会常任委員会委員の選任及び下呂市議会運営委員会委員の選任並びに下呂市

## 議会特別委員会委員の選任について

## 〇議長(各務吉則君)

日程第11、下呂市議会常任委員会委員の選任、日程第12、下呂市議会運営委員会委員の選任、 追加日程第3、下呂市議会特別委員会委員の選任、以上3件を一括議題といたします。

下呂市議会常任委員会委員の選任、下呂市議会運営委員会委員の選任及び下呂市議会特別委員 会委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名 したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。 指名名簿を配付いたします。

[名簿配付]

指名名簿を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

## 〇議会事務局長 (加藤鈴彦君)

それでは、各種名簿の朗読をさせていただきます。

お手元の委員会委員の選任。

総務教育民生常任委員会、中島ゆき子議員、田中副武議員、今井政良議員、宮川茂治議員、中 島新吾議員、中野憲太郎議員、以上の6名でございます。

続きまして、産業経済常任委員会、尾里集務議員、各務吉則議員、中島博隆議員、伊藤嚴悟議員、一木良一議員、吾郷孝枝議員、中島達也議員、以上の7名です。

続きまして、ページを開いていただきまして、議会運営委員会委員、尾里集務議員、田中副武議員、伊藤嚴悟議員、一木良一議員、中島新吾議員、中島達也議員、中野憲太郎議員の7名でございます。

続きまして、次のページでございますが、予算特別委員会委員は議長を除く12名。

決算特別委員会、議長を除く12名。

庁舎・振興事務所整備、旧下呂温泉病院跡地等活用検討特別委員、議長を除く12名。

議会改革特別委員、尾里集務議員、中島ゆき子議員、田中副武議員、中島博隆議員、中島新吾議員の5名。

濃飛横断道・リニア特別委員会、田中副武議員、今井政良議員、中島博隆議員、伊藤嚴悟議員、 一木良一議員、吾郷孝枝議員、中島達也議員の7名。

議会報編集特別委員会委員、尾里集務議員、中島ゆき子議員、田中副武議員、今井政良議員、 中島達也議員の5名でございます。以上です。

## 〇議長(各務吉則君)

ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長、副委員長を事務局長に報告させます。

## 〇議会事務局長(加藤鈴彦君)

委員長、副委員長を朗読いたします。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武議員、同副委員長 中島新吾議員。

産業経済常任委員会委員長 尾里集務議員、同副委員長 中島博隆議員。

議会運営委員会委員長 中野憲太郎議員、同副委員長 一木良一議員。

予算特別委員会委員長中島ゆき子議員、同副委員長吾郷孝枝議員。

決算特別委員会委員長 尾里集務議員、同副委員長 吾郷孝枝議員。

庁舎・振興事務所整備、旧下呂温泉病院跡地等活用検討特別委員会委員長 伊藤嚴悟議員、同 副委員長 一木良一議員。

議会改革特別委員会委員長 田中副武議員、同副委員長 尾里集務議員。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員長 中島達也議員、同副委員長 吾郷孝枝議員。

議会報編集特別委員会委員長中島ゆき子議員、同副委員長尾里集務議員。

以上のとおりであります。

## 〇議長(各務吉則君)

ここで、市長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

市長。

## 〇市長 (服部秀洋君)

第3回の下呂市議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

初めに、このたび執行部より上程をさせていただきました全議案、可決、承認をいただきましたこと、まことにありがとうございました。

また、ただいま発表がございましたように、副議長さんを初め、常任委員長さん、そして各特別委員長さん、それぞれ新しく就任をされました。どうぞ本年1年またよろしくお願いをいたします。

さて、いよいよあすからは10連休、ゴールデンウイークの幕あけとなります。天候が少し心配 されるところでございますが、また祭礼等、行事等それぞれにあるかと思いますが、お出かけの 際には交通事故等に十分お気をつけいただきたいと思っております。

そして5月1日、徳仁親王殿下が御即位をされまして、令和の時代の幕あけとなります。この令和の時代にふさわしく下呂市が発展しますよう、私ども執行部、また議会の皆様の御協力を仰ぎ、市民のためと、またなお一層のお力添えを賜りたいと思います。どうぞ31年度、新しい顔ぶれでお世話になりますが、よろしくお願いをいたします。

\_\_\_\_\_

## ◎閉会の宣告

## 〇議長(各務吉則君)

これをもちまして本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、平成31年 第3回下呂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時15分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

# 平成31年4月26日

議	長	各	務	吉	則

署名議員 13番 中島 達 也

署名議員 14番 中 野 憲太郎